

平成19(2007)年、「都の区」の制度廃止と 「基礎自治体連合」の構想

1. 「東京〇〇市」の実現

平成12年の特別区制度改革後も、都の区を特別区とする都区制度に内在する「大東京市の残像」が払拭されない。

特別区が名実ともに住民に最も身近な政府として自らを確立するため「都の区」の制度からの離脱が必要。そのためには、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、都が法的に留保している市の事務のすべてを特別区(後述の「東京〇〇市」)が担い、都区间で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。制度廃止後の東京大都市地域(東京23区)の基礎自治体は「東京〇〇市」として実現する。

2. 「基礎自治体連合」の構想

東京大都市地域の行政需要や財源の極端な偏在が現存していることを踏まえ、新たな基礎自治体間の「対等・協力」関係である「基礎自治体連合」を構築する。

基礎自治体連合は、事務配分、徴税、財政調整などの具体的な内容を定める憲章を、東京〇〇市間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する。

基礎自治体連合は、各地域に見合った多様な自治システムを選べるという意味において、東京大都市地域以外にも適用可能なものである。